



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示（総務私学課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（農地農村整備課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・5件（消費・くらし安全課） 2
- 開発行為に関する工事の終了・5件（建築指導課） 4

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 5

告 示

沖縄県告示第429号

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程の一部を改正する告示

私立学校等の設置等の認可及び当該認可に係る事前審査に関する規程（平成9年沖縄県告示第618号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に、「同法第130条第1項」を「第130条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 設置計画者等は、第2項の通知を受けた後、同項の計画の妥当性を知事が認める際に設置計画者等の予測できない事情であって、かつ、設置計画者等の責めに帰することができない事情によって同項の計画に変更が生じた場合には、知事に対し、当該事情が生じたときを考慮して知事が別に定める日までに、同項の計画の変更承認を求めることができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第2項中「設置年の前年の9月30日」とあるのは「変更後の計画に係る設置年の3月31日」と読み替えるものとする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前条第5項において読み替えて準用する同条第2項の規定により変更後の計画が妥当である旨の通知を受けた設置計画者等は、変更後の計画に係る設置年の5月31日までに設置等の認可申請に必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

第4条中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改め、「3月31日」の次に「又は変更後の計画に係る設置年の9月30日」を加える。

第5条に次の1項を加える。

- 2 学年が10月から始まる私立の高等学校の通信制の課程、私立専修学校及び私立各種学校の設置等に関しては、第2条第4項の規定により計画の変更承認の求めがあった場合には、前3条及び前項の規定にかかわらず、変更後の計画の審査結果の通知期限は変更後の計画に係る設置年の前年の9月30日とし、認可申請書の提出期限は変更後の計画に係る設置年の前年の11月30日とし、認可の可否の決定及び通知の期限は

変更後の計画に係る設置年の3月31日とする。

附 則

この告示は、平成28年8月16日から施行し、平成28年度の認可に係る審査から適用する。

沖縄県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 公共測量を実施した地域 南城市玉城字中山及び字志堅原地内（中山志堅原地区）

2 公共測量を実施した期間 平成27年9月2日から平成28年2月18日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 公共測量を実施した地域 南城市玉城字船越、字前川及び字愛地地内（雄桶川2期地区）

2 公共測量を実施した期間 平成27年11月28日から平成28年2月13日まで

3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年9月14日まで縦覧に供する。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成28年7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人消費者市民ネットおきなわ

3 代表者の氏名 三宅俊司

4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市おもろまち3丁目3番1号あっぷるタウン3階

5 定款に記載された目的 この法人は、消費者の権利確立のため、消費者に対して各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行い、また他の消費者団体・関係諸機関と連携を図ることにより充実した消費者政策の実現を目指し、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年9月24日まで縦覧に供する。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成28年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域の活性化を推進する会

3 代表者の氏名 照屋周

4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市宇安里381番地

5 定款に記載された目的 この法人は、今後老齢化が進行していく那覇市の保健、医療、福祉、教育を充実させ、さらに、交通、緑化、美化、ごみ問題等の諸々の環境問題を改善することにより、快適に居住していただぐ事を目的とする。また、地域の商業を含めたすべての産業を活性化し、活気のある全体の調和のとれた街づくりを推進する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年9月24日まで縦覧に供する。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成28年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人当山っ子保育学童

3 代表者の氏名 比嘉ひろえ

4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市当山二丁目19番5号

5 定款に記載された目的 この法人は、地域の子どもに対して保育に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年9月24日まで縦覧に供する。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成28年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際言語センター

3 代表者の氏名 翁長えりさ

4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久米2丁目32番13号グランドマンション久米106

5 定款に記載された目的 この法人は、幼児から広く一般市民に対して、国際共通語としての英語の力を一層向上させることを目指すとともに多言語教育に関する事業を行い、国際交流、各国間の相互理解を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年9月27日まで縦覧に供する。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成28年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あごらぴあ

3 代表者の氏名 上地和美

4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市宇松川445番地の2

5 定款に記載された目的 この特定非営利活動法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、まちづくりの推進を図る情報発信や講演会等による普及啓発を通して、地域との交流を図り、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年3月8日 沖縄県指令土第181号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安中前原239番1及び258番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡橋名289番地36グランドウール渡橋名303号室 濑長雄二
- 5 検査済証番号 平成28年8月3日 第4315号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月21日 沖縄県指令土第847号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波浜原616番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野座村字松田2202番地 大城直二
- 5 検査済証番号 平成28年8月8日 第4316号
- 6 工事完了年月日 平成28年6月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月25日 沖縄県指令土第958号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂610番1、610番4、613番1及び613番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市松川3丁目3番1号 安慶名俊夫
- 5 検査済証番号 平成28年8月8日 第4317号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年5月21日 沖縄県指令土第731号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字国吉200番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1272番地の1ネクストコートみなみ301号 神谷栄
- 5 検査済証番号 平成28年8月8日 第4318号
- 6 工事完了年月日 平成28年7月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月14日 沖縄県指令土第880号、平成27年8月3日 沖縄県指令土第700号（変更）、平成28年8月4日 沖縄県指令土第626号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字瑞慶覧436番6、437番8、439番6、439番2及び439番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字瑞慶覧439番地4 比嘉聖
- 5 検査済証番号 平成28年8月8日 第4319号
- 6 工事完了年月日 平成28年6月25日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第126号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年8月16日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

- (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項 第3号に規定する警備業務	平成28年10月3日（月曜日）から同月7日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成28年10月7日にあっては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考查】10月7日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

- (2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項 第3号に規定する警備業務	平成28年10月6日（木曜日）から同月7日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成28年10月7日にあっては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考查】10月7日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20人
- (2) 追加取得講習 20人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」と

いう。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。) 1通

- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

- ア 新規取得講習
 - (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
 - (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

- イ 追加取得講習
 - (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間

- ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成28年8月22日(月曜日)から同月26日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合

は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成28年8月24日（水曜日）から同月30日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
--